

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南砺市長 田中 幹夫

市町村名 (市町村コード)	南 砺 市 (162108)
地域名 (地域内農業集落名)	井波 地区 (下新町、今町、北川、藤橋、山見)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月30日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

井波本町管内において、自己完結で農機具を保有し、水稻耕作を行っている農家は下山見地区に1軒だけであり、井波本町管内のほとんどの農家が担い手農家へ農地を預けているのが現状。
今後、山見地区においては現状10aの圃場を、将来40～50a区画の基盤整備が行われる予定となる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

井波本町管内の農家は、後継者もない状況であり、今後も担い手農家へ農地を預け、地域の農地を基幹作物の栽培及び保全管理をしていただく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.59 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59.59 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地で農業上の利用が行われる農地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

下新町、今町集落は、ほぼ集積できる農地がない。認定農業者が地域内の農業を担っている。

北川集落は、現状の担い手農家及び集落営農法人にお願いし、個人経営者が農地を預ける場合などは、その担い手に集積する。

藤橋集落は、集積できる農地がほぼない。

山見集落は近隣集落の複数の担い手農業者や組織が集積をしている。個人経営者もあり、経営継続できない場合は、近隣の担い手に集積する。圃場が細かいことから農地整備事業を検討し、集約も検討する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

個人経営の利用者が営農継続が出来なくなった場合などは、担い手への集積・集約化が進め、農地バンクを活用していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針

山見地区においては現状10aの圃場を、将来40～50a区画の基盤整備が行われる予定となる。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

農地を保全していくため、市やJA等と連携し、地域内外からの多様な経営体の受け入れに努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①鳥獣被害の恐れが高いエリアを中心に、侵入防止柵の設置等を進める。
- ②側条施肥等の環境にやさしい低コスト生産を推進する。
- ③軽労草刈機等、スマート農業技術の導入を促進し、省力化を図る。
- ⑦畦畔等の適期除草を徹底し、農村環境保全に努める。
- ⑧拠点となる農業用施設へ機械を集約するなど、効率的な営農体制の整備を推進する。